



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり)君

ゆめあり通信

みなさん、国民年金保険料の納め忘れはありませんか？
納め忘れがあると、老後の支えとなる老齢基礎年金が減額されたり、もしもときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。
このようなことがないように、国民年金保険料の納付は便利で確実な口座振替をお勧めします。毎月の納める手間を省くだけでなく、うっかり納め忘れてしまう心配もなくなります。
国民年金保険料の納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。
口座振替の手続きは、通帳・銀行届出印をお持ちの上、金融機関又は社会保険事務所です。

**国民年金の納め忘れはありませんか？
保険料の納付は便利で
確実な口座振替で！**

国民年金には、将来の一定期間の保険料を前もって納めることができます。
『前納制度』があります。
保険料を前納すると四パーセント（複利現価法）の割引が受けられます。また、毎月保険料を納める手間が省け、納め忘れもなくなります。
保険料の前納は一年間・六カ月間を単位として行い、次の期間の保険料についてもできます。
● 保険料を前納しようとする日の属する月から年度末までの期間
● 年度末までの間に六十歳の誕生日を迎える時は、保険料を前納しようとする日の属する月から、六十歳に達する月の前日までの期間
前納を希望される方は、社会保険事務所にご相談ください。

**割引があつて便利な
『前納制度』をご利用
ください**

国民年金保険料は全額社会保険料控除を受けられます。
本人はもちろんのこと、家族の分として納めた保険料も対象となります。
控除の対象となる保険料は次のとおりで平成一四年一月から十二月までの一年間に納めた全額です。
● 毎月納めた保険料
● 前納として一括で納めた保険料
● 過去の未納分を納めた保険料
● 免除期間を納めた追納保険料
● 領収証書は再発行できません。また、『納入証明書』は社会保険事務所からは送付されませんので、納めた保険料の領収証書は大切に保管しましょう。
● 口座振替をされている方には、翌月の口座振替のお知らせと一緒に領収済額の通知書をお送りしています。

**確定申告などの際には
納めた国民年金保険料は
忘れずに申告しましょう**

税務署からのお知らせ

まもなく確定申告の時期です 申告書は 自分で書いて 郵送で

- 平成14年分の所得税の申告と納税は2月17日(月)から3月17日(月)まで(土・日曜日を除く)
- ※ 税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は郵送又は税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。
所得税の還付を受けるための還付申告書は2月14日(金)以前でも提出することができます。出来上がった申告書は、なるべく郵送で提出してください(窓口は大変混雑します)

還付申告は二番館でも行っています

関東信越税理士会新津支部では、還付申告についてのご相談や申告書の作成支援を無料で行っています。
確定申告書の作成方法などでお困りの方は、この機会を是非ご利用ください。
相談会場：「新津市本町二番館」2階201号室
開設機関：2月3日(月)～2月17日(月)
(土曜日、日曜日、祝日は除く)
受付時間：午前9時～午後3時まで
(正午から午後1時までは昼休み時間)

対象となる方

- 年金を受給されている方
- 給与所得者で医療費控除を受ける方
- ニュル所以上から給与を受けている方
- 年の途中で退職した場合などで年末調整を受けられなかった方
- ※ なお「住宅借入金等特別控除」については対象としておりませんので、税務署でご相談ください。
1月上旬より国税庁のホームページで所得税の確定申告所が作成できるようになります。

納税者の方々からの「国税庁ホームページで作成した所得税の確定申告所をそのまま税務署に提出できるように」という声にお応えし、国税庁ホームページの「計算シュミレートコーナー」を「所得税の確定申告所作成コーナー」に改め、ここで作成した申告書は税務署に提出できるようになります。

利用するときのポイント

- 申告書を正しく出力していただくために次のことを行っていただく必要があります。
- カラープリンターの使用
 - プリンターの設定の確認(画面の指示に従って確認)
 - 印刷後に正しく印刷できたか確認(画面の指示に従って確認)
 - 印刷する紙は、A4サイズの普通紙(PPC用紙又はOA共用紙)をお使いください(インクジェット専用紙は使わないでください)

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>